

議案第8号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村和平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例(昭和63年加西市条例第7号)の一部を次のように改正する。
附則に次の2項を加える。

(こどもに係る福祉医療費の特例)

- 4 平成24年7月1日から平成27年3月31日までの間における条例第3条第1項第3号アの規定の適用については、次のとおりとする。

ア 入院以外の療養である場合 被保険者等負担額に相当する額

(市町村民税の額の算定の特例)

- 5 第5条第1項第2号、第2号の2における「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額」については、当分の間、平成22年法律第4号による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例(平成23年加西市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成27年3月31日」を「平成24年6月30日」に改める。

(審議資料)

子育て支援施策として、平成24年7月より「こども医療費助成事業」の通院に係る助成範囲を拡大し、小学4年生から中学3年生までの通院にかかる助成額を現在の「3分の1」から「全額」(無料化)にするとともに、対象者の所得判定を扶養控除見直し前の旧税額で行い、対象者の拡充を図ろうとするもの

政策等の形成過程説明資料

平成24年 3月定例会

| | | | | |
|------------|-------------------------------|------------|--------|-------------------------------------|
| 議案等の 件名 | 議案第8号 | 政策等 の区分 | 計画・事業 | <input checked="" type="radio"/> 条例 |
| | 加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について | | その他() | |

①【政策等を必要とする理由】

【内容】中学3年生までの医療費の無料化(平成24年7月～)

5万人都市再生に向けた効果的な人口増対策の最重要施策である。
誰もが安心して将来を担う子どもを産み育てられるまちを目指すため、子育て支援の充実を図る。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

・中学3年生まで無料化を図っている市町
北播では小野市、その他県下では、西宮市・相生市・たつの市・赤穂市・福崎町の計6市町が実施

④【総合計画における位置づけ】

| | | |
|------|------|-------------------------|
| 基本方向 | 政策6 | 身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり |
| 基本計画 | 施策21 | 安心できる子育て支援 |

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

| | |
|------|--|
| 計画名称 | |
| 策定年度 | |
| 計画期間 | |

⑤【関連する法令及び条例、規則】

兵庫県子ども医療費助成事業実施要綱

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

| 総事業費 | 国・県支出金 | 市債 | その他特財 | 一般財源 |
|--------|--------|----|-------|--------|
| 23,643 | | | | 23,643 |

※H24.7～H25.2診療分に係る事業費

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

年間35,465千円

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

子育て世代の経済的負担軽減と早期治療による症状の重症化防止が図られる。

| | | |
|-------|-------|--|
| 担当部局 | 担当課 | 添付資料の有無 |
| 市民福祉部 | 国保健康課 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 |